

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、福山市長から、備後圏都市計画道路三・四・二七八号川南湯田村駅線、三・四・二七六号王子帰り線、三・五・二八五号川南循環線、及び三・五・二八六号川南東線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年八月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦